

# 鶴岡公園環境整備懇談会会則

## (名称)

第1条 本懇談会は、鶴岡公園環境整備懇談会という。

## (目的)

第2条 本懇談会は、城址の杜鶴岡公園を市街地の良好な緑地空間として保全するため、市が行う環境整備並びに管理・運営について、必要な提言を行うことを目的とする。

## (会務)

第3条 本懇談会は、前項の目的を達成するため次のことについて協議する。

- (1) 公園施設の整備計画に関すること。
- (2) 樹木の保全と補植に関すること。
- (3) 公園施設の管理・運営に関すること。
- (4) その他必要な事項

## (懇談会の構成)

第4条 本懇談会は、各種団体役員、有識者、公募委員で構成する。

- 2 懇談会に、会長1名、副会長2名を置き、委員の互選により定める。

## (役員職務)

第5条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は、増員により選任された委員の任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。

## (会議)

第7条 懇談会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

## (事務局)

第8条 本懇談会の事務局は鶴岡市建設部都市計画課に置く。

## (その他)

第9条 この会則に定めるものの他、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この会則は、平成3年6月26日から施行する。

この会則は、平成25年5月28日から施行する。